## 注 意 事 項



- ① 青色の地域
- ৺ (中央保健医療圏):指定医療機関に従事した期間が**奨学金の貸付けを受けた期間の<u>4倍</u>に相当する期間**に達したとき
- 赤色の地域
- ② (中央保健医療圏以外):指定医療機関に従事した期間が**奨学金の貸付けを受けた期間の3倍に相当する期間**に達したとき

①の場合

例:1年間貸与 1年×4=**4年間**で償還免除 2年間貸与 2年×4=**8年間**で償還免除 ②の場合

例:1年間貸与 1年×3=**3年間**で償還免除 2年間貸与 2年×3=**6年間**で償還免除

## (2) 償還方法

償還となった場合、<u>基本は一括償還となります。ただし、</u>やむをえない事情がある場合には、分割償還が可能です。 ※分割償還開始日の翌日から、年3%以内の利子が発生します。(令和4年度以降、新たに貸付ける奨学金が対象です。) ※分割償還する場合の最長期間は、<u>奨学金貸与期間の4倍の</u>期間です。

例:1年間貸与 1年×4=4年間 2年間貸与 2年×4=8年間

## (3) 連帯保証人について

- ①連帯保証人は、2名とも、一定の収入があり、独立した生計を営む成人であること。
  - ・両親を共に連帯保証人にすることはできません。
  - ・万が一、償還となった場合に支払いが困難な者は連帯保証人にすることはできません。 (例えば、生活保護受給者や無収入の方など)
- ②借受者が養成施設卒業時に75歳以下であること。

※償還となった際に本人が支払い困難な場合、本人と同等の支払い責任を有する連帯保証人へ 請求しますので、連帯保証人となる2名の方には、その点についても必ず説明をお願いします。

## (4) 貸付けの時期について

奨学金の貸付けは、年2回に分けて行います。

時期は、前期分を5月(新規貸付者は6月)、後期分を10月に行う予定です。